

小規模多機能型居宅介護田原の里重要事項説明書

(令和8年7月1日改訂)

1 事業の目的と運営

要支援または要介護認定状態にある方に対し、適正な小規模多機能型宅介護及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護（以下、「（介護予防）小規模多機能型居宅介護」という）を提供することにより要支援または要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 昴		
代表者職氏名	理事長 鈴木 修		
所在地	〒220-0004 横浜市西区北幸2丁目8番4号		
電話番号	045-326-2012	FAX 番号	045-324-8218
運営する主な他の事業所・サービス内容	・特別養護老人ホーム すずかけの郷 ・すずかけの郷介護サービスセンター（短期入所、通所介護） ・特別養護老人ホーム ハートフルガーデン川和 ・特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ （特養、短期入所、通所介護、コミュニティカフェ、フィットネスジム） ・上永谷デイサービスセンターすずかけの郷（通所介護、居宅介護支援） ・くず葉台ケアセンター（通所介護、居宅介護支援） ・横浜市西金沢地域ケアプラザ（地域交流、介護予防支援、通所介護、居宅介護支援） ・横浜市西柴地域ケアプラザ・横浜市西柴コミュニティハウス （地域交流、在宅介護支援、居宅介護支援） ・放課後等デイサービス/児童発達支援 とことこ （弘明寺教室、本郷台教室、戸塚教室、戸塚第2教室） ・放課後等デイサービス コンパス （金沢文庫教室、金沢文庫第2教室） ・障がい者グループホーム アドバンス（上柏尾、汲沢、上郷、下倉田、尾月）		

3 事業者の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	小規模多機能型居宅介護 田原の里
事業所指定番号	1492800345
所在地	〒257-0027 秦野市西田原 360 番地の 1
管理者氏名	中野 正樹
電話番号	0463-63-3577
FAX 番号	0463-85-0280
サービスを提供する地域	秦野市内

(2) 事業所の従業者体制

		職 務 の 内 容	常 勤	非常勤	合計
管理者		業務の一元的な管理	1		1
介護職員		介護業務	3	17	20
介護支援専門員		小規模多機能型宅介護計画の作成等		1	1
看護職員		身体管理	1	1	2
営業日		365 日			
時 間 営 業	通いサービス	6 時 30～20 時 00 分			
	宿泊サービス	20 時 00 分～ 翌日 6 時 30 分			
	訪問サービス	24 時間			
定 員	登 録 総 数		25 人		
	通所サービスの利用定員		15 人		
	宿泊サービスの利用定員		9 人		

(3) 設備の概要

○宿泊室 9 室 (内和室 2 室)

利用者の居室は、原則個室（定員 1 人）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。
ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員 2 人とすることができます。

○食堂

利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えています（なお、居間、食堂は、同一の場所としています。）

○浴室

浴室は利用者が使用しやすい浴槽を設けます。

○トイレ

1 階 男性トイレ 1 ヶ所、女性トイレ 1 ヶ所、共用トイレ 1 ヶ所

2 階 共用トイレ 2 ヶ所

○その他の設備

設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

4 サービスの内容

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）小規模多機能型宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

- ・（介護予防）居宅サービス計画書・・・田原の里で作成し利用者に交付します。
- ・通いサービス・・・田原の里事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・訪問サービス・・・利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
- ・宿泊サービス・・・田原の里への一時的な入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

5 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該（介護予防）小規模多機能型宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額（別添）

月の途中から登録した場合や月の途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割りした利

用料となります。なお、日割りには2週間以上連続して利用がなかった場合に発生します。

利用料金（介護保険給付サービス）・居住費及び食事費・その他の費用（介護保険給付外サービス）の改定があった際は、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

(2)運営基準（厚生労働省令）で定められた「その他の費用」（全額自己負担）

その他	該当者	内容の説明	金額等
①居室代			1日1,250円 (1泊2日は2日分)
②食事代		通常の食事代	朝食 460円 昼食 770円 夕食 670円
※特殊な食事代		当日キャンセルは予定分全額 ご負担して頂きます。(前日17時 30分受付まで)	実費相当額
		希望や低栄養で特に食事の内容 を高める必要がある場合または、 その他の理由によって特別な食 事を提供した場合	
③理美容代	利用した方	利用者の希望によって提供した 場合	別紙料金表
④オムツ代	利用した方	利用者の希望によって提供した 場合	別紙料金表
⑤特殊な行事・旅行参加料			実費相当額
⑥持ち込み電気器具の電気料			別紙料金表
⑦医療機関への 付き添い協力	協力病院以外の入 退院及び通院の付 き添いの移送費	居宅サービス計画書に記載され ていない対応時	別紙料金表
⑧日常物品費			実費相当額
⑨行事に伴う食事代			実費相当額
⑩各種証明書発行手数料			実費相当額
⑪健康管理費（希望により予防接種等をした場合）			実費相当額

6 サービスに当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には出来るだけ早く事業所にお知らせ下さい。
- ② 事業所内での金銭及び飲食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

7 業務継続計画の策定

施設は災害や感染症の発生等において利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画（BCP）を策定し、研修と訓練を実施します。年間、災害の研修を2回・訓練を2回、感染症の研修を2回・訓練を2回実施します。計画については適時見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

8 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上、利用者及び従業者等の訓練を行います。

9 感染症予防対策

施設内において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備し、衛生管理を行うとともに利用者及び職員の健康を維持するよう努めます。

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の容体や病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

12 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

14 高齢者虐待防止

施設は利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
 - ・必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
 - ・介護相談員の受け入れを行います。
 - ・その他必要な措置を講じます。

15 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合については、身体拘束等による心身の損害（影響）よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で「切迫性」「非代替性」「一時性」3つの要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行い、本人又は家族の同意を得て行うこととします。

身体拘束等を行った場合は、その状況について経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努力するものとし、その経過を身体拘束委員会に報告することとします。

16 職員研修について

施設は介護サービスの質の向上と安全なサービス提供を目的として、認知症、認知症ケアに関する研修、プライバシー保護に関する研修、倫理・法令遵守に関する研修、事故の発生、予防、再発防止に関する研修、緊急時の対応に関する研修、感染症及び食中毒の発生の予防及び蔓延の防止に関する研修、身体拘束の排除の取り組みにかんする研修、非常災害時の対応に関する研修、高齢者虐待防止、関連法含む虐待防止に関する研修を行っています。

17 ハラスメント防止

施設は、適切なサービス提供のため、職員の就業環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメント防止の方針と職員が遵守すべき事項を定めています。

18 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	窓口担当	施設長
ご利用時間	月～金曜日	9時～17時
ご利用方法	電話	0463-63-3577

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

秦野市福祉部高齢介護課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号 0463-82-9616 FAX 0463-84-0137

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険部介護苦情相談課

横浜市西区楠町27番地1

電話番号 045-329-3447

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

※苦情処理第三者委員 氏名 加藤 久雄 住所 秦野市西田原 353-4
電話番号 81-1640

氏名 小泉 裕子 住所 秦野市名古木 1156
電話番号 81-9755

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのって頂ける委員です。

19 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況について直近なし。

20 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所にご協力を頂き、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

「協力医療機関」

- ・医療法人杏林会 八木病院
- ・医療法人 丹沢病院
- ・医療法人社団三喜会 鶴巻温泉病院訪問歯科
- ・独立行政法人 国立病院機構 神奈川病院

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入頂いた連絡先に連絡します。

21 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を勘案のうえ、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

指定小規模多機能型宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所在地 秦野市西田原 360 番地の 1
事業所名 社会福祉法人 昴 小規模多機能型居宅介護 田原の里
指定番号 1492800345

説明者名 ⑩

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定小規模多機能型宅介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

〈利用者〉 住所

氏名 ⑩

〈身元保証人〉

住所

氏名 ⑩（続柄）